

## 大村湾南部浄化センター水質及び汚泥分析業務委託に関する競争入札の参加者の資格等（告示）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和8年1月23日

長崎県県央振興局長 大塚 英樹

### 1 競争入札に付する事項

業務番号 7債都流維第1-4号

業務名 大村湾南部浄化センター水質及び汚泥分析業務委託

履行場所 諫早市貝津町

### 2 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者にあって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者。
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者。
- (5) この告示の前日において、1年以上の営業実績を有しない者。
- (6) この告示の日から落札決定の日までの間において、知事から指名停止又は指名除外の措置を受けている者、又は受けすることが明らかである者。
- (7) この告示の日以前6か月から落札決定の日までの間において、電子交換所で不渡手形、若しくは不渡小切手を出した事実、又は銀行、若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者。
- (8) この告示の日から落札決定の日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者。
- (9) 落札決定の日までの間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条、又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法、又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始、又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け更生計画、又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。）
- (10) この告示の日から落札決定の日までの間において、計量法（平成4年法律第51号）の規定に基づく行政処分の措置を地方公共団体から受けている者、又は受けすることが明らかである者。

### 3 競争入札に参加する者に必要な資格

以下の全ての要件を満たす者であること。

- (1) この告示の前日に長崎県内に本社、支社又は事業所等を有している者であること。
- (2) 計量法第107条の規定に基づく事業（計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）第38条に定める事業区分のうち計量法施行規則別表第4の6の項に定める水又は土壤中の物質の濃度に係る事業に限る。）について、長崎県知事の登録を受けている者であること。

### 4 入札参加者の資格及び審査

- (1) 入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。

#### (2) 審査事項

ア 3の(1)の本社、支社又は事業所等の所在地

イ 3の(2)の計量証明の事業の登録

## 5 資格審査申請の時期

この告示の次の日から令和8年2月6日（金）までの間（長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

## 6 資格審査申請の方法

### （1）申請書類

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 誓約書（様式第2号）
- ウ 法人にあっては登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- エ 個人にあっては本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- オ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- カ 消費税及び地方消費税課税事業者にあっては消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- キ 計量証明事業登録証の写し
- ク 印鑑届（様式第3号）
- ケ 委任状（様式第4号）（※権限を支社（店）長等に委任する場合のみ提出すること。）
- コ 口座振替申込書（様式第5号）（※落札者のみ契約書等とともに提出すること。）

### （2）申請書等の作成に用いる言語

- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、他の書類で外国語の記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

### （3）申請書等の入手方法

競争入札参加資格審査申請書等は、この告示の日から長崎県入札・調達情報のウェブサービスサイトの公告一覧より入手すること。

<https://www.pref.nagasaki.jp/object/nyusatsu-chotatsuoho/gyomuitaku/index.html>

### （4）申請書類の提出場所及び提出方法

申請書類の提出については、5に示す期日までに以下の場所に持参により2部（正本1部及び写し1部）を提出すること。なお郵送（簡易書留郵便により受領期限内必着のこと）も可とする。郵送により提出する場合は1部（正本1部）を提出すること。

長崎県県央振興局管理部総務課経理班

〒854-0071 諫早市永昌東町25番8号

電話 0957-22-0010

FAX 0957-23-6035

### （5）入札への参加を希望する者の責務

提出した書類に関して、長崎県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## 7 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により令和8年2月16日（月）までに通知（原則として郵送）する。

## 8 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を付与された日から令和8年6月30日までとする。

## 9 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第7号）を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 資本金（法人の場合）
- (5) 使用印鑑
- (6) 委任事項
- (7) 金融機関取引口座
- (8) 電話番号

## 10 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2(1)又は(8)のいずれかに該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。また、2(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (2) 競争入札参加資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。